

～消費者注意情報～

ウェブ会議で勧誘されて高額な契約をしてしまった！ ～ ウェブ会議を利用した契約トラブルが増えています ～

令和6年4月12日

相談事例

昨日 SNS のアカウントに、ウェブマーケティングのスクールを運営している事業者からダイレクトメッセージ (DM) が届いた。話を聞くだけのつもりで連絡したところ、事業者からウェブ会議に招待されたので参加した。SNS の運用ノウハウ等を教えるオンラインスクールについて説明があり、受講料 50 万円のコースを勧められた。高額なので躊躇したが、分割払いなら月 2 万円で済むと言われ、契約した。しかし、契約書には受講料や具体的な講座内容の記載がなく、分割手数料も高いので解約したい。クーリング・オフはできるか。(20代 女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ ウェブ会議に参加しても契約は慎重に！

近年、SNS をきっかけに、話を聞くだけのつもりで参加したウェブ会議で、オンラインスクール等の勧誘を受け、高額な契約をしてしまったという相談が増えています。

ウェブ会議は画面越しとはいえ相手と対面しているため、強く勧誘されると断りにくい雰囲気になりがちです。契約を急かされても即断せず、契約内容を十分確認し、自分にとって本当に必要か、よく考えましょう。不要だと感じた場合はきっぱりと断り、回線を切断する勇気を持ちましょう。

また、高額な契約の場合、分割払いなら月々の支払いが楽だと勧められることがありますが、支払期間や手数料、総額などをよく確認した上で、判断することが重要です。



★ ウェブ会議で勧誘された場合は電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフが可能です。

事業者からウェブ会議に招待されて勧誘を受けた場合、特定商取引法で定める電話勧誘販売に該当します。解約を希望する場合、契約書面受領後 8 日以内ならクーリング・オフが可能ですので、書面または電磁的書面 (メール等) でクーリング・オフを申し出ることができます。また、信販会社等に分割払いを申し込んだ場合は、信販会社等にも書面で通知しましょう。

★ 勧誘されたときの記録や契約書などは必ず保存しておきましょう。

トラブルになった場合に備えて、ウェブ会議でのやり取りを録音・録画するなど勧誘の過程の記録を残しておくといいでしょう。また、契約書などは保存しておくことが大切です。

★ トラブルが生じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

契約の状況によっては、クーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合がありますので、トラブルになったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

(参考)

○東京都消費者被害救済委員会「「インフルエンサー養成講座契約に係る紛争」はあっせん解決しました～ SNS やウェブ会議をきっかけにした高額な契約トラブルに注意～」令和6年2月15日

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kyusai/funsou240215.html>

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください> <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>
寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。